

2018年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債の  
発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成 18 年 4 月 27 日

東京都港区南青山七丁目 3 番 6 号  
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス  
代表取締役社長 佐々木 力

平成 18 年 4 月 25 日開催の当社取締役会において、2018 年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、商法第 341 条ノ 15 第 4 項及び第 280 条ノ 23 の規定に基づき、下記の通り公告いたします。

記

1. 発行総額 110 億円及び Merrill Lynch International (以下「幹事引受会社」という。)の権利の行使により追加的に発行され、その上限額を 22 億円とする社債の額面金額合計額並びに新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額の合計額。
2. 発行価額 社債の額面金額の 100.5% (各社債の額面金額 500 万円)
3. 発行価格(募集価格) 社債の額面金額の 103%
4. 利率 利息は付さない。
5. 償還期限 2018 年 5 月 14 日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ)
6. 払込期日及び発行日 2006 年 5 月 12 日
7. 新株予約権の内容
  - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る社債の発行価額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 100 分の 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。新株予約権の行使により端株が発生する場合には、商法又は当社の定款に定める端株の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
  - (2) 発行する新株予約権の総数  
2,200 個及び幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される社債の額面金額合計額を 500 万円で除した個数並びに新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額を 500 万円で除した個数の合計数
  - (3) 新株予約権の発行価額  
無償とする。
  - (4) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、社債の発行価額と同額とする。

新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式1株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、当初886,250円とする。

転換価額は、新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。）をいう。

$$\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・処} \\ \text{分株式数} \\ \text{時} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株あたりの発} \\ \text{行・処分価額} \\ \text{価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ + \\ \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$$

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times$$

$$\text{転換価額} \quad \text{転換価額}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合、当社の合併若しくは重要な資産の移転、当社に関する会社分割、株式移転若しくは株式交換、一定限度を超える配当支払い、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできず、新株予約権が行使されると代用払込により社債は消滅し、かつ社債が繰上償還されると新株予約権の行使請求期間が終了するなど、社債と新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、新株予約権の理論的な経済的価値と、社債に新株予約権を付した結果、新株予約権付社債全体の発行に際し、社債の利率、発行価額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は上記(4)記載のとおり額とした。

(6) 新株予約権の行使請求期間

2006年5月26日から2018年4月27日の銀行営業終了時（行使請求地時間）までとする。

但し、当社の選択による繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3銀行営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求地時間）まで、新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還の場合には、所定の通知が行われるまで、買入消却の場合には、当社による消却又は当社子会社による引渡しが行われるまで、及び期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年4月27日より後の期間、及び当社の合併・重要な資産の移転、会社分割又は株式移転若しくは株式交換の場合に、当社が30日以内で合理的に定める当該取引の効力発生日前の期間中は、新株予約権を行使することはできない。上記の行使請求期間経過後は、新株予約権は無効となり、行使不能となる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権付社債所持人は、2017年5月31日までは、当社の前四半期会計期間の末日（現在、2月、5月、8月、11月の各末日）までの東京における30連続取引日の期間中の任意の20取引日において、終値が当該前四半期末日（但し、2017年5月31日は除く。）における転換価額（但し調整に服する）の120%（1円未満の端数は切り捨て）を上回った場合にのみ、新株予約権を行使することができるものとする。この場合、新株予約権付社債所持人は、当該前四半期の次の四半期の初日から末日までの期間中、新株予約権を行使することができる。

新株予約権付社債所持人は、2017年6月1日以降は、終値が当該取引日における転換価額の120%（1円未満の端数は切り捨て）を1日でも上回った場合には、新株予約権を行使することができるものとする。但し、上記いずれの場合も、新株予約権行使受付代理人に新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、その他行使請求に必要な条件が満足された日は、上記(6)記載の行使請求期間中の日でなければならない。

転換請求権の上記制限は、当社以外の者からすべての株主（但し、当該申出者並びにその支配する会社及び個人を除く。）に対して当社株式の全部または一部を買い取る申し出がなされた場合には適用されないものとする。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

新株予約権の消却事由は定めない。

(9) 代用払込に関する事項

商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、新株予約権付社債権者が新株予約権を行使したときは当該新株予約権付社債に係る社債の全額の償還に代えて当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。

8. 募 集 の 方 法

幹事引受会社の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。なお、幹事引受会社には、2006 年 5 月 9 日（日本時間）までに当社に通知することにより、社債の額面金額合計額 22 億円を上限として追加的に新株予約権付社債を買い取る権利が付与されている。

以上